

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（瓦礫等一時保管エリアの設定、解除及び変更）に係る面談
2. 日時：令和4年10月24日（月）10時45分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階1F会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、松田室長補佐、新井安全審査官、横山係長、塩唐松係長

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（瓦礫等一時保管エリアの設定、解除及び変更）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 変更申請の概要について
 - 変更申請の背景について
 - 一時保管エリアに関する実施計画変更について
 - ・ 追設、転用する瓦礫等一時保管エリアの概要
 - ・ 解除する一時保管エリア
 - ・ 保管容量や受入目安表面線量の変更を行う一時保管エリア（減少）
 - ・ 保管容量や受入目安表面線量の変更を行う一時保管エリア（増加）
 - 瓦礫等の貯蔵能力の確認（年度展開）について
 - 瓦礫等一時保管エリアの追設、変更及び解除に伴う敷地境界線量の影響について
 - 固体廃棄物管理に関する体制の変更について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を行った。
 - 資料P.3の保管容量と想定保管量をまとめた表と、資料P.4以降にある保管エリア毎に保管容量等を示した表や固体廃棄物貯蔵庫第10棟に期待する保管容量の寄与分とをリンクさせることにより、受入目安表面線量率毎の保管容量や追加保管容量の内訳がわかるように示すこと。また、想定保管量の年度毎の積み立て方を示すこと。
 - 組織体制の変更について、指揮命令系統、移管される業務内容、要員配置数等の観点から、変更後の統合によるメリット及びデメリットを明確化して示すこと。
 - 敷地境界線量の影響について、本申請により数値が変更となるエリアについては、その線量評価の詳細（評価条件、計算過程等）を示すこと。
 - 昨年度発生した廃棄物に係るトラブル事象に対する原因と対策について、本申請案件において水平展開している内容を示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 瓦礫等一時保管エリアの設定、解除及び変更に伴う実施計画Ⅲの変更並びに2025年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映及び組織変更に伴う変更

以上